

必見

採用予定がある・現在パートタイマー従業員を雇用している企業様

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)のご案内

1人当たり

57万円

※

今回は経営者様に採用についての助成金をご案内させていただきます。
年度が変わり、新しく採用予定のある企業様も多いのではないのでしょうか。
助成金の専門家である弊所がトータルアドバイスいたしますのでぜひご活用ください！

※ 生産性要件に該当する場合は72万円

助成金 概要説明

有期契約で雇用する予定、
または現在、有期契約となっている従業員を

正社員に登用 & **基本給を5%UP** した場合
(または賞与での調整)

1人当たり最大 **57万円** の助成金が支給！

※生産性要件に該当する場合は72万円 [詳しくは弊社までお問い合わせください]◎

助成金は国からタダで貰える返済不要のお金です。
メリットが大きい分貰うための条件はありますが、多額の助成金を受取ることができる機会です。詳しい手続きの流れは裏面をご覧ください！

この助成金を活用すると・・・



従業員は雇用条件UP!

会社は助成金受給!

優秀な人材の確保や従業員の職場定着、
モチベーションの向上にもつながります!

まずは活用に向けた無料相談をご利用ください

助成金活用無料相談実施中

社会保険労務士法人

長谷川社労士事務所

TEL : 052-621-0613

FAX : 052-621-0624

〒458-0823 愛知県名古屋市長区太子1丁目361番地

キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは・・・？

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換したときに受給できる助成金のことです。

Q & A

Q 対象者の“有期契約労働者”ってどんな人？

A 契約社員やパートタイマーなど、雇用する期間を定めている方です。
ただし、雇用している期間が通算3年以下の方に限ります。

Q 有期契約労働者なら、誰でもいいの？

A 入社から少なくとも**6か月以上**であることや**正社員求人からの募集で採用したものでないこと**などの条件があります。無料相談の際に分かりやすく、詳しくご説明いたします。

Q “正規雇用労働者に転換”って何をどうすればいいの？

A 対象となる有期契約労働者を、いわゆる正社員に転換(登用)してください。
また、就業規則にて、正社員としての働き方が明確になっている必要があります。

Q 助成金の申請って面倒じゃないの？

A 弊社で書類作成から提出代行まで致します！
ご興味をもたれた経営者様は、
まずは**活用に向けた無料相談**をご利用ください。

受給の流れ



受給のポイント

① 正社員転換前6か月と② 正社員転換後6か月それぞれの合計を比較。

②の期間の基本給が①に比べて**5%以上UP**していることが必須条件。

※ 賞与や諸手当は含めてOK。ただし見込残業代は除く。(賞与を含める場合は規程に賞与制度を定めておくこと)



助成金活用無料相談実施中

社会保険労務士法人

長谷川社労士事務所

TEL : 052-621-0613

FAX : 052-621-0624

〒458-0823 愛知県名古屋市区太子1丁目361番地